（様式６）

**事　業　計　画　書**

１　開所日数及び開所時間

　(1)開所日数　週　　　　　日運営

(2)開所時間

ア 学校の授業の休業日以外の日

曜日　　　　時　　　分から　　　時　　　分まで

　　 　　　　曜日　　　　時　　　分から　　　時　　　分まで

イ 学校の授業の休業日（長期休業期間等）

曜日　　　　時　　　分から　　　時　　　分まで

２　支援対象校区

　 　 中校区 ・　　　　小校区 ・ 　　　　小校区 ・ 　　　　小校区

　 　 中校区 ・　　　　小校区 ・ 　　　　小校区 ・ 　　　　小校区

　 　 中校区 ・　　　　小校区 ・ 　　　　小校区 ・ 　　　　小校区

３　実施施設の名称、種類及び所在地

　施設の名称

　　施設の種類

　　施設の所在地

建物その他設備の規模及び構造

専用区画　　　 　㎡、そ　の　他　　　　㎡

建物の構造　 造、建物の階数　 階建の 　 階

４　加算事業の実施

　　（1）～（7）の業務に加えて、以下の業務を実施します。

□ 送迎支援

　　□ 賃借料補助加算

□ 開設準備経費（改修費等）

（1）安全・安心な居場所の提供

（2）生活習慣の形成

（3）学習の支援

（4）食事の提供

（5）課外活動の提供

（6）学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築

（7）保護者への情報提供、相談支援

作成要領

※　以下の番号は、事業計画書（様式７）の項目番号に対応しています。

１．開所日数及び開所時間について

１週間のうち、専任職員を１人以上配置し、かつ以下の開所時間の実施

要件を満たす開所日数及び曜日・開所時間を記載してください。

① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う事業１日につき、８時間（原則１０時～１８時）

② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う事業１日につき、学校の授業の終了後から原則１８時以降

例えば、月曜日から木曜日を１３：００～１９：００の時間帯で開所し、

土曜日は１０：００～１８：００、日曜日は１５：００～１８：００の時間で開所している場合は、日曜日は開所日数には含めず、週５日開所し、児童育成支援拠点事業を運営することになります。

また、職員の配置にかかる実施要件を満たせない時間帯がある場合は、開所時間に含めることはできません。

例えば、週５日開所するものの、非常勤職員しか配置出来ない日が週に１日ある場合は、その１日は開所日数には含めることはできず、週４日開所ということになります。

上記の条件を満たす日が週３日未満の場合、事業を委託することができませんのでご注意ください。

２．支援対象校区について

原則として、下関市支所設置条例（平成17年条例第14号）に規定する川中支所管内を除く市内に拠点を設置し、少なくとも１つの中学校の通学区域内の小・中学生を支援対象としてください。

ただし、川中支所管内に拠点を設置する場合で、川中支所管内以外の１中学校区の学齢期以降の児童を支援対象とする場合においても、提案できるものとします。

下関市内の校区につきましては、次頁を参考にしてください。

（令和７年度　児童育成支援拠点事業運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領２（２）に規定）

　　【参考】下関市内の小・中学校区



３．職員の定数及び職務の内容について

　　業務に従事する職員の総数ではなく、開所日における配置人数を記載してください。

４．加算事業の実施について

　　令和７年度に実施する予定の加算事業に✔を入れてください。